

甲南大学法科大学院規則新旧対照表

甲南大学法科大学院規則（新）	甲南大学法科大学院規則（旧）
平成15年11月27日 認可 改正 平成25年2月22日 改正 平成25年5月24日	平成15年11月27日 認可 改正 平成25年2月22日
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 省略（現行どおり）</p> <p>第5条 <u>（長期履修）</u></p> <p>第5条の2 法科大学院は、学生が、職業を有している等の事情により、第4条に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望するときは、その<u>計画的な履修</u>（以下「長期履修」という。）を認めることができる。</p> <p>2 前項の規定により長期履修を認めることのできる履修期間は、2年とする。</p> <p>3 長期履修の取扱いに關し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>省略</p> <p>第1条</p> <p>第5条</p>
<p>第2章 教員組織</p> <p>省略（現行どおり）</p> <p>第3章 運営組織</p> <p>第7条 省略（現行どおり）</p> <p>第8条の2 <u>（FD委員会）</u></p> <p>第8条の3 法科大学院のファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動が継続的に実行されるよう、FD委員会を置く。</p> <p>2 省略（現行どおり）</p> <p>3 委員の任期は、<u>1年</u>とし、再任は妨げない。</p> <p>4 省略（現行どおり）</p> <p>5 省略（現行どおり） <u>（人事政策委員会）</u></p> <p>第8条の4 法科大学院の人事政策に関することを検討するため、人事政策委員会を置く。</p> <p>2 省略（現行どおり）</p>	<p>第2章 教員組織</p> <p>省略</p> <p>第3章 運営組織</p> <p>第7条</p> <p>第8条の2 <u>（FD委員会）</u></p> <p>第8条の3 法科大学院のファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動が継続的に実行されるよう、FD委員会を置く。</p> <p>2 省略</p> <p>3 委員の任期は、<u>2年</u>とし、再任は妨げない。</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略 <u>（人事政策委員会）</u></p> <p>第8条の4 法科大学院の人事政策に関することを検討するため、人事政策委員会を置く。</p> <p>2 省略</p>

3 委員の任期は、1年とし、再任は妨げない。

4 省 略（現行どおり）

5 省 略（現行どおり）

（教務委員会）

第8条の5 法科大学院の教務に関する業務を遂行するため、教務委員会を置く。

2 省 略（現行どおり）

3 委員の任期は、1年とし、再任は妨げない。

4 省 略（現行どおり）

5 省 略（現行どおり）

（自己点検・評価委員会）

第8条の6 法科大学院の自己点検・評価を実施するため、自己点検・評価委員会を置く。

2 省 略（現行どおり）

3 委員の任期は、1年とし、再任は妨げない。

4 省 略（現行どおり）

5 省 略（現行どおり）

（入学試験実施委員会）

第8条の7 法科大学院の入学試験実施に関する業務を遂行するため、入学試験実施委員会を置く。

2 省 略（現行どおり）

3 委員の任期は、1年とし、再任は妨げない。

4 省 略（現行どおり）

5 省 略（現行どおり）

（入学試験検証委員会）

第8条の8 法科大学院の入学試験制度の検証を行うため、入学試験検証委員会を置く。

2 省 略（現行どおり）

3 委員の任期は、1年とし、再任は妨げない。

4 省 略（現行どおり）

5 省 略（現行どおり）

（広報委員会）

第8条の9 法科大学院の広報活動及び在学生・修了生の就職支援に関する事項を取り扱うため、広報委員会を置く。

2 省 略（現行どおり）

3 委員の任期は、1年とし、再任は妨げない。

3 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。

4 省 略

5 省 略

（教務委員会）

第8条の5 法科大学院の教務に関する業務を遂行するため、教務委員会を置く。

2 省 略

3 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。

4 省 略

5 省 略

（自己点検・評価委員会）

第8条の6 法科大学院の自己点検・評価を実施するため、自己点検・評価委員会を置く。

2 省 略

3 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。

4 省 略

5 省 略

（入学試験実施委員会）

第8条の7 法科大学院の入学試験実施に関する業務を遂行するため、入学試験実施委員会を置く。

2 省 略

3 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。

4 省 略

5 省 略

（入学試験検証委員会）

第8条の8 法科大学院の入学試験制度の検証を行うため、入学試験検証委員会を置く。

2 省 略

3 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。

4 省 略

5 省 略

（広報委員会）

第8条の9 法科大学院の広報活動及び在学生・修了生の就職支援に関する事項を取り扱うため、広報委員会を置く。

2 省 略

3 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。

4 省略（現行どおり）
5 省略（現行どおり）

（その他の委員会）

第8条の10 法科大学院長は、必要あるときは、法科大学院教授会の議に基づき、第8条の2に定める委員会以外の委員会を設けることができる。

2 省略（現行どおり）
3 委員の任期は、1年とし、再任は妨げない。
4 省略（現行どおり）

第3章の2 企業法務研究所 省略（現行どおり）

第4章 収容定員

（収容定員）

第9条 法科大学院の収容定員は、次のとおりとする。

名称	入学定員	収容定員
法学研究科法務専攻	26名	78名

第5章 学年・学期及び休業日

（学年・学期及び休業日）

第10条 学年・学期及び休業日については、専門職大学院規則の定めるところによる。

第6章 教育方法等

第11条

省略（現行どおり）

第16条

（成績の区分）

第17条 各授業科目の成績は、秀・優・良・可・不可及び認定の6種とし、秀・優・良・可・認定を合格とする。

第18条

省略（現行どおり）

第22条

第7章 修了要件

省略（現行どおり）

4 省略
5 省略

（その他の委員会）

第8条の10 法科大学院長は、必要あるときは、法科大学院教授会の議に基づき、第8条の2に定める委員会以外の委員会を設けることができる。

2 省略
3 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。
4 省略

第3章の2 企業法務研究所 省略

第4章 収容定員

（収容定員）

第9条 法科大学院の収容定員は、次のとおりとする。

名称	入学定員	収容定員
法学研究科法務専攻	50名	150名

第5章 学年・学期及び休業日

（学年・学期及び休業日）

第10条 学年・学期及び休業日については、専門職大学院規則の定めるところによる。

第6章 教育方法等

第11条

省略

第16条

（成績の区分）

第17条 各授業科目の成績は、秀・優・良・可・不可及び不可の5種とし、秀・優・良・可を合格とする。

第18条

省略

第22条

第7章 修了要件 省略

第8章 入学、退学、転学、休学、留学及び除籍
(学期及び入学の時期)

第25条 学年は、前期・後期の2学期に分ける。学期の期間は甲南大学学則に従う。

2 入学の時期は、前期又は後期の初めとする。

3 前項に定める前期又は後期の入学の運用については、法科大学院教授会の定める内規による。

第9章 法学既修者 省 略（現行どおり）

第10章 入学検定料、入学金、授業料、施設設備費、在籍料、復籍料及び研修料
(入学検定料)

第39条 法科大学院に入学を志願する者（外国人留学生を含む。）は、別表第2に定める入学検定料を納付しなければならない。

第40条 省 略（現行どおり）

第41条 省 略（現行どおり）

第42条 入学検定料並びに入学金、授業料、施設設備費、在籍料、復籍料及び研修料（以下「学費等」という。）の徴収方法については、別に定める。

第43条 省 略（現行どおり）

第11章 情報公開
(情報公開委員会)

第44条 法科大学院に、情報公開委員会を設置する。情報公開委員会は、法科大学院教授会において選出された若干名の委員で構成し、委員長は委員の互選によって定める。

2 前項の委員の任期は1年とし、再任は妨げない。議事については、構成員の過半数をもって決するものとする。

第45条 省 略（現行どおり）
(開示手続)

第46条 委員長は、委員会の議を経て、法科大学院の運営に関する文書（法科大学院の教職員が職務上作成し、又は取得した文書・図画・電磁的記録であって、当該教職員が組織的に用いるものとして、法科大学院が保有しているもの）の開示に関する申立があった場合、開示申立に係る文書の内容及び、開示申立の理由等を踏まえて、法科大学院の運営に与える支障の有無その他開示を相当としない事由の有無等を調査して、開示の当否について法科大学院長に答申する。法科大学院長は、法科大学院教授会の議を経て、学長に報告し、学長が開示を行うものとする。入学試験の成績及び転学に関する成績の開示については、別に定める。

2 省 略（現行どおり）

第8章 入学、退学、転学、休学、留学及び除籍
(入学の時期)

第25条 入学の時期は、学年又は学期初めとする。

第9章 法学既修者 省 略

第10章 入学受験料、入学金、授業料、施設設備費、在籍料、復籍料及び研修料
(入学受験料)

第39条 法科大学院に入学を志願する者（外国人留学生を含む。）は、別表第2に定める入学受験料を納付しなければならない。

第40条 省 略

第41条 省 略

第42条 入学受験料並びに入学金、授業料、施設設備費、在籍料、復籍料及び研修料（以下「学費等」という。）の徴収方法については、別に定める。

第43条 省 略

第11章 情報公開
(情報公開委員会)

第44条 法科大学院に、情報公開委員会を設置する。情報公開委員会は、法科大学院教授会において選出された若干名の委員で構成し、委員長は委員の互選によって定める。

2 前項の委員の任期は2年とし、再任は妨げない。議事については、構成員の過半数をもって決するものとする。

第45条 省 略
(開示手続)

第46条 委員長は、委員会の議を経て、法科大学院の運営に関する文書（法科大学院の教職員が職務上作成し、又は取得した文書・図画・電磁的記録であって、当該教職員が組織的に用いるものとして、法科大学院が保有しているもの）の開示に関する申立があった場合、開示申立に係る文書の内容及び、開示申立の理由等を踏まえて、法科大学院の運営に与える支障の有無その他開示を相当としない事由の有無等を調査して、開示の当否について法科大学院長に答申する。法科大学院長は、法科大学院教授会の議を経て、学長に報告し、学長が開示を行うものとする。

2 省 略

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

省 略（現行どおり）

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成25年5月24日から施行する。

2 第8条の3から第8条の10に規定する委員の任期については、平成25年4月1日に遡って適用する。

3 第9条の入学定員については、平成26年度入学生から適用する。

4 第17条の成績の区分については、平成24年4月1日に遡って適用する。

別表第1

省 略（現行どおり）

別表第2の（1）

（単位 円）

入学検定料	5,000
-------	-------

同一年度内に実施される法科大学院入学試験を全て受験することができるものとする。

別表第2の（2）

省 略（現行どおり）

別表第2の（6）

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

省 略

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1

省 略

別表第2の（1）

（単位 円）

入学受験料	5,000
-------	-------

同一年度内の法科大学院入学試験を全て受験することができるものとする。

別表第2の（2）

省 略

別表第2の（6）